

第1節 職員等の動員及び活動

産業災害が発生し、又は産業災害が発生するおそれがある場合における、応急措置を迅速かつ的確に実施するため、市及び関係企業は、関係職員等の動員に関し、伝達の方法及び配備計画を定めるとともに、分担すべき活動の内容について具体的に定めておくものとする。

第1 職員等の動員

職員の動員に関しては、防災計画に定める「風水害等災害対策計画編第1章・第1節 初動活動体制」により実施するものとするが、消防部隊の編成については、警防体制に関する規程（平成7年名古屋市消防局訓令第11号）に基づくことを原則とし、火災の規模により消防職員又は消防団員の非常参集者をもって編成する。

第2 職員等の活動

職員等の活動に関しては、防災計画に定める「第3章 災害応急対策計画」により実施するものとするが、消防部隊の活動については、現場活動規程（平成7年名古屋市消防局訓令第14号）に基づくことを原則とし、火災の規模により消防職員又は消防団員の非常参集者をもって活動にあたる。また、地震その他の災害により二次的災害が発生し、広域にわたって消防活動等が要求される場合においては、化学消防車を主体とした、可能な限りの消防力をあてる。

消防部隊の組織及び編成の細部については、別に定める要領による。

第2節 情報の収集及び伝達

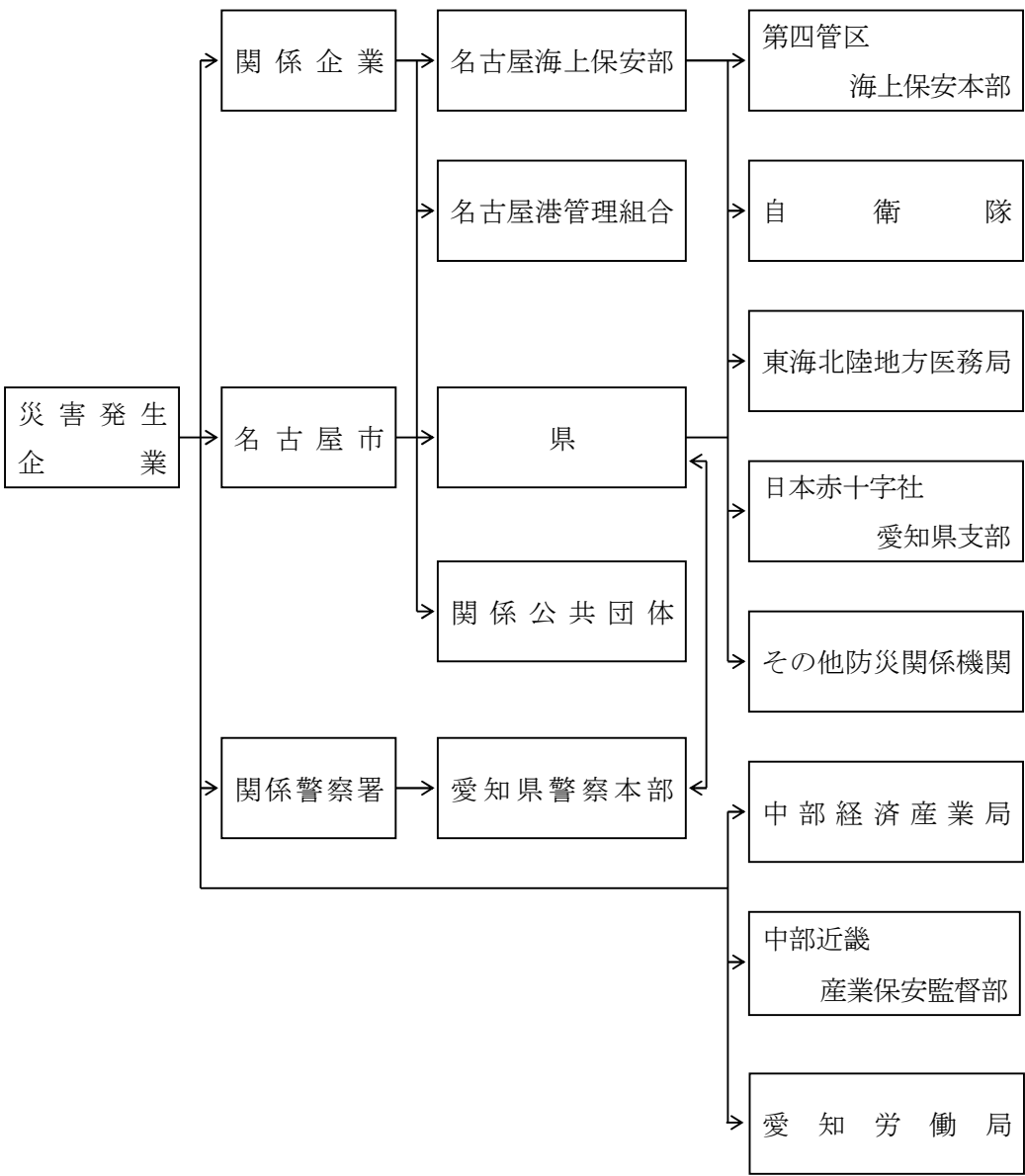
市及び関係企業は、災害応急対策を実施するために必要な火災、水災、気象等に関する予警報及び災害情報の収集、伝達を行う。

第1 情報伝達の系統及び窓口の明確化

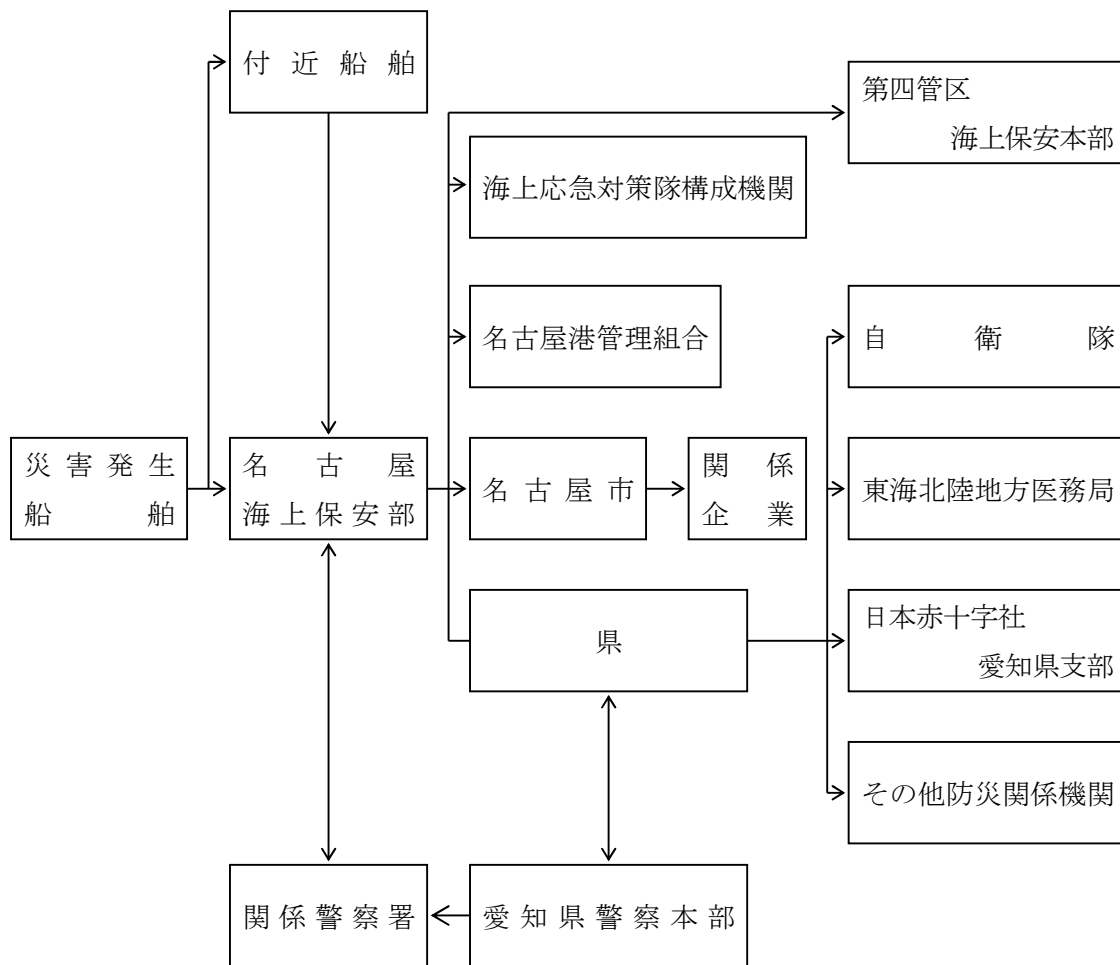
市及び関係企業は、情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うため、窓口となる担当課を定めておくとともに、それぞれの組織内における連絡系統を定めておくものとする。

1 関係企業と市及び防災関係機関との情報の伝達系統

(1) 陸上の場合



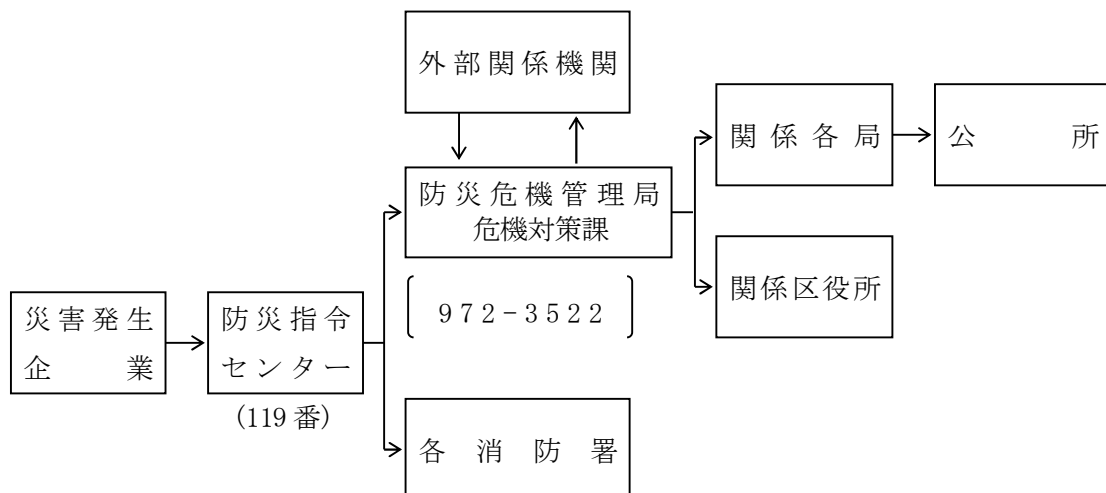
(2) 海上の場合



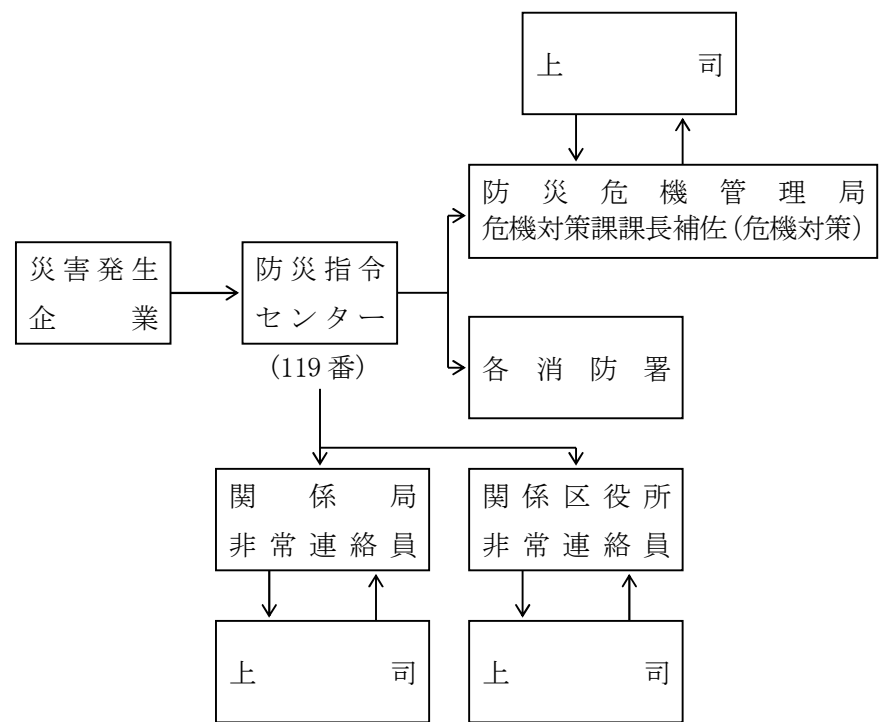
2 本市の情報伝達の系統及び窓口

(1) 災害対策本部が設置されていない場合

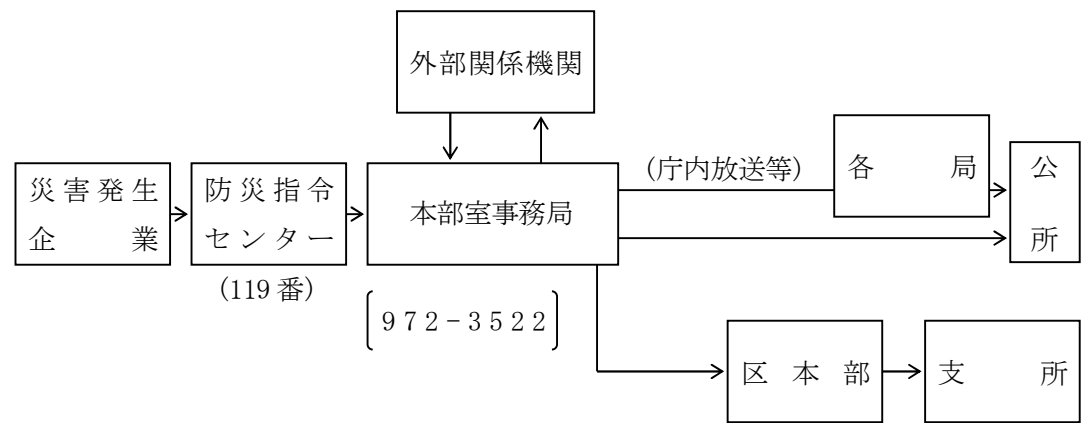
ア 勤務時間内



イ 休日又は勤務時間外



(2) 災害対策本部が設置されている場合



第2 情報伝達の時期及び内容

情報伝達の時期及び内容は、おおむね次のとおりとする。

- 1 産業災害が発生したとき
 - (1) 災害発生場所及び概況
 - (2) 災害の原因及び概況
 - (3) 応急に実施した措置
- 2 中間情報
 - (1) 被害の状況
 - (2) 応急対策の実施状況
 - (3) その他応急対策を実施するに必要な事項
- 3 応急対策の完了後
 - (1) 確定した被害状況
 - (2) 応急対策全般の状況

第3 通信手段の確保

災害時における通信連絡の確保を図るため、企業相互間及び防災関係機関との間において、あらかじめ有線通信設備及び無線通信設備の利用について、調整しておくものとする。

第3節 災害広報・広聴

市及び関係企業は、産業災害が発生した場合における人心の安定と社会秩序の維持を図るため、必要に応じ災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知徹底するよう災害広報に努めるとともに、広聴活動を実施するものとする。

第1 広報の内容

- 1 災害の概況（日時、場所、災害の規模等）
- 2 避難の準備、指示及び避難場所
- 3 地域住民のとりべき措置
- 4 医療救護所の開設状況
- 5 災害応急対策の状況
- 6 その他、人心の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

第2 広報の方法

市は、広報車の利用及び報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を利用して迅速かつ適切な広報を行うものとする。また、関係企業は、市及び他の防災関係機関の行う広報活動に対し、資料の提供等その他積極的に協力するものとする。

第3 報道機関への協力

市及び関係企業は、報道機関から災害報道のため、情報、資料の提供、放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。

第4 広聴活動の実施

市は、市民の不安を解消するとともに、被災者のニーズを把握するため、すみやかに広聴体制の確立を図り、他部及び防災関係機関、さらには専門家の協力を得て広聴活動を実施する。

第4節 産業災害に対する消防活動

第1 陸上における消防活動

1 市の措置

(1) 現場指揮本部の設置

応急対策を総括的に行うため、現場指揮者は、災害の現場付近に現場指揮本部を設置し、陸上における消防活動全般を指揮する。

現場指揮本部は、次の事項を行う。

- ア 関係機関との対策協議
- イ 消防部隊の運用
- ウ 車両及び必要資機材の確保
- エ 災害状況の把握
- オ 関係機関への連絡及び応援要請

(2) 防御活動

関係企業に対し、危険防止に必要な措置を指示するとともに、初動時に各種の消防部隊を集中的に出動させ、ただちに消火活動等の災害の防御活動を実施するものとする。

この場合、災害の状況により、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、災害対策本部各部は、それぞれの分掌事項に基づき活動を開始するものとする。

なお、災害に対する応急措置を実施させるうえで、必要とする消防部隊の編成、無線通信の統制、使用資機材の確保及び輸送等の事項について、具体的計画を定めておくものとする。

2 関係企業の措置

(1) 初期防御活動

産業災害が発生した企業は、自衛消防隊その他の要員により初期防御活動を実施するとともに、第2節・第1の伝達系統により防災関係機関へ通報するものとする。また、他の関係企業は、必要に応じ、これに協力し災害の拡大防止に努めるものとする。

なお、関係企業が初期活動として実施すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 防災関係機関への通報
- イ 消火設備を活用しての消火作業
- ウ 流出油又は漏油の拡散・拡大防止
- エ 被災状況の把握
- オ 化学消火剤等の必要資機材の確保
- カ その他応急措置として必要な事項

(2) 消防機関到着後の措置

消防機関到着時には、進入地点に誘導員を配置して、消防機関を誘導するとともに、爆発性又は引火性物品の所在並びに施設の配置、有毒ガスの有無及び災害の状況を通報し、消防機関に協力して積極的に応急活動を実施するものとする。

3 現場指揮本部への係員の派遣

産業災害が発生した企業及び関係企業は、現場指揮本部へ係員を派遣し、応急対策方針の決定等について助言又は協力を行うものとする。また、産業災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合においては、人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者の立入り制限、退去等を命令するとともに、消火、水防等応急対策の諸活動の円滑を図るものとする。

4 その他の災害活動

(1) 道路、橋梁等の復旧作業

地震、水災等の災害により緊急輸送路を確保する必要がある場合は、防災計画に定めるところにより応急復旧作業を実施する。

(2) 流出油の拡散防止及び回収作業

流出油の拡散防止及び回収のため、ブルドーザー等の建設機械を必要とする場合は、これらの機械を所有する部又は業者の建設機械を借り上げ、防止活動等を実施するものとする。

(3) 使用資機材

ア 泡消火原液

消防部及び企業が備蓄するものを使用し、不足する場合は、消火設備業者及び市内化学工場が備蓄するものの提供を依頼する。

イ 土のう及び土砂

(ア) 土のう作製の麻袋等は、企業が備蓄するものを使用し、不足する場合は、市が水防倉庫に備蓄するものを使用する。

(イ) 土砂は、あらかじめ企業の選定した場所から採取し、不足する場合は、緑政土木部の指定する場所から採取する。

ウ 木材及び土木資材

檜丸太、鉄線及び掛矢等の資機材は、市が水防倉庫に備蓄するものを使用する。

エ 流出油等防止資材

オイルフェンス、流出油処理剤等の資材は、名古屋海上保安部及び企業と連絡をとり、企業所有のものを使用する。

5 他の防災関係機関に対する応援要請

市長は、災害の規模が大きくなり、応急対策活動を実施するに必要と認めるときは、防災関係機関に対して、おおむね次に掲げる協力又は応援要請を行う。

(1) 愛知県

ア 自衛隊の災害派遣要請

イ 国、他府県及び市町村の応援要請

ウ 応急対策用資機材の斡旋

(2) 愛知県警察

ア 緊急輸送のための交通規制

- イ ヘリコプターによる災害状況の調査
- (3) 陸上自衛隊
 - ア 緊急輸送道路及び橋梁の応急復旧
 - イ 車両等による緊急輸送
 - ウ 重門橋による海上輸送
- (4) 航空自衛隊
 - ア 航空機による被害状況の調査
 - イ 化学消火剤等の空輸
- (5) 日本赤十字社愛知県支部
 - 被災傷病者の医療救護
- (6) 名古屋港管理組合
 - ア 防潮扉及び堀川防潮水門の開閉
 - イ 船艇による海上輸送
- (7) 西日本電信電話株式会社
 - ア 災害現地の電話回線の復旧又は臨時電話の仮設
 - イ 緊急輸送道路上の倒壊電柱及び電話線の処理
- (8) 中部電力パワーグリッド株式会社
 - ア 災害現地への緊急送電
 - イ 緊急輸送道路上の倒壊電柱及び電線の処理
- (9) 東邦ガス株式会社
 - ガス漏洩箇所の処理

第2 海上における消防活動

1 市の措置

名古屋港内における災害発生時に関しては、「名古屋海上保安部と名古屋市消防局との業務協定」に基づき、相互に緊密な連携を保ち協力して消防活動を実施するものとする。

2 関係企業の措置

関係企業は、名古屋海上保安部又は市若しくは県から応援の要請等を受けた場合は、積極的にこれに協力するものとする。

(資料)

・名古屋海上保安部と名古屋市消防局との業務協定

(附属資料編 計画参考 27)

第5節 緊急輸送の確保

応急措置を実施するうえに必要なとする要員及び資機材等の輸送に関しては、防災計画に定めるところによる他、対象地域の立地条件を考慮し、名古屋海上保安部、名古屋港管理組合等の防災関係機関及び名古屋港内の船舶業者と協議して海上輸送の方法及び船舶の確保について、あらかじめ計画しておくものとする。

緊急車両確認手続等については、防災計画に定めるところによる。

1 陸上輸送

市の所有するトラック、その他の車両を使用して現場指揮本部へ輸送する。

2 海上輸送

名古屋海上保安部、名古屋港管理組合等と連絡をとり、所属船艇の配船をうけ、名古屋港ガーデンふ頭から潮見ふ頭の株式会社フジトランスコーポレーション及び上組岸壁まで輸送する。

3 空輸

空輸を必要とする場合は、鶴舞グラウンドから各災害現場付近に仮設ヘリポートを設置して輸送する。

第6節 避難及び救助

第1 避難の指示等

1 市の措置

産業災害が発生し、又は産業災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。

なお、緊急の場合で現場の警察官、海上保安官等から立ち退きを指示をした旨連絡があった場合は、ただちに知事に報告するものとする。

2 関係企業の措置

関係企業は、自衛消防隊員その他の要員により、被災傷病者の救出を行うとともに、消防機関等の到着後は、相互に連携を保ち、協力して救出に努めるものとする。

第2 海難救助

名古屋港内における船舶の火災、沈没、転覆、爆発等による海難事故に対する救助については、名古屋海上保安部及び消防・警察と緊密な連携をとり、救助活動を実施するものとする。